とができる。

一　地理的区分の日本に係る直近十年以上における各事業年度の死亡リスクの割合を算出するのに適切なデータを用いるものとする。この場合において、当該適切なデータは次のイ及びロに掲げるデータの区分に応じ、当該イ及びロに定めるものとする。

イ　実績データ　各事業年度において実際に観測された第三章第二節第二款に規定する現在推計の額の計算に用いた前提条件に係る指標データ（ただし、解約率等の予測と実績の乖離による影響を除くために死亡リスクのエクスポージャーの実績と予測の比率による適切な調整を行ったものとし、各事業年度において獲得した新規保険契約に相当するデータ及び第四十五条第一項第一号イ⑶に掲げる巨大災害リスクの額の対象となると考えられるデータを除くことができる。）

ロ　予測データ　各事業年度の前事業年度末において予測した指標データ

二　地理的区分の日本の死亡リスクの割合は次の算式を用いて算出するものとする。この場合において次のイ及びロに係る値を用いるものとする。

$$\mu' + \sqrt{\sigma^2} \times N^{-1}(0.995)$$

μ'は、平均（この号において同じ。）

σ^2は、分散（この号において同じ。）

$N^{-1}(\ )$は、標準正規分布の累積分布関数の逆関数

イ　μ'は、次の算式を用いて算出したμと０のうちいずれか大きい値とする。

$$\frac{\sum_i Z_i \times P_i}{P}$$

Z_iは、事業年度iの前号イに掲げる実績データの値を同号ロに掲げる予測データの値で除した値から１を減じた値（ロにおいて同じ。）

P_iは、事業年度iの死亡リスクのエクスポージャーの額（ロにおいて同じ。）

Pは、全ての事業年度iに対するP_iの合計額（ロにおいて同じ。）

ロ　σ^2は、次の算式を用いて算出するものとする。

$$\frac{\sum_i (Z_i - \mu)^2 \times P_i}{\left(P - \sum_i P_i^2 / P\right)}$$

μは、イの算式を用いて算出したもの

（長寿リスクの割合の算出）

第七十六条　前条の規定は、長寿リスクの割合の算出において準用する。この場合において、同条中「死亡リスク」とあるのは「長寿リスク」と、同条第二号イ中「μ'は、次の算式を用いて算出したμと０のうちいずれか大きい値」とあるのは「μ'は、次の算式を用いて算出した$-\mu$と０のうちいずれか大きい値」と読み替えるものとする。

（罹患及び障害リスクの割合の算出）

第七十七条　第七十五条の規定は、罹患及び障害リスクの割合の算出において準用する。この場合において、同条中「死亡リスク」とあるのは「罹患及び障害リスク」と、同条第二号イ中「μ'は、次の算式を用いて算出したμと０のうちいずれか大きい値」とあるのは「μ'は、発生率に関する場合には、次の算式を用いて算出したμと０のうちいずれか大きい値とし、回復率に関する場合には、次の算式を用いて算出した$-\mu$と０のうちいずれか大きい値」と読み替えるものとする。

２　前項の適用に当たっては、一つの保険契約が複数の給付を提供しており、かつ、発生率の前提条件を給付単位で設定していない場合には、主要な構成要素にまとめて割合を算出することができる。

（解約及び失効リスクの割合の算出）

第七十八条　第七十五条の規定は、解約及び失効リスクの割合の算出において準用する。この場合において、同条中「死亡リスク」とあるのは「解約・失効リスク（水準及びトレンド）」と、同条第一号イ中「ただし、解約率等の予測と実績の乖離による影響を除くために死亡リスクのエクスポージャーの実績と予測の比率による適切な調整を行ったものとし、」とあるのは「ただし、予測データにおいて前提とした経済シナリオと実際の経済環境の乖離の影響を除くための適切な調整を行うことができるものとし、」と、同条第二号イ中「μ'は、次の算式を用いて算出したμと０のうちいずれか大きい値」とあるのは「μ'は、次の算式を用いて算出したμの絶対値」と読み替えるものとする。

（係数の算出区分の細分化）

第七十九条　生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社は、保険契約を保険期間が五年以下の保険契約及び保険期間が五年を超える保険契約に分けて第七十五条、第七十六条及び前条の規定に基づき割合を算出することができる。この場合において、第五十六条、第五十七条及び第六十二条の計算において地理的区分の日本に係る計算は、保険契約を保険期間が五年以下の保険契約及び保険期間が五年を超える保険契約に分けて、それぞれ対応する割合を用いて計算し、その結果を合計するものとする。

（連結ベースの計算における取扱い）

第八十条　連結ベースの計算に当たっては、保険会社等（単体ベースの計算を行う会社に限る。以下この条及び第八十五条において同じ。）が生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社である場合には、当該生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社の生命保険契約等に係る第五十六条、第五十七条、第六十条及び第六十二条の規定に基づき算出したリスクの額は、当該生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社の単体ベースの生命保険リスクの額の計算にお